

令和7年11月犬山市議会定例議会会議録

第3号 12月5日(金曜日)

◎議事日程 第3号 令和7年12月5日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員(18名)

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼 靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑 竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員(なし)

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦君	議事課長	大鹿 真君
統括主査	神林 亜弥君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣伸君	副市長	永井 恵三君
教育長	滝 誠君	経営部長	井出 修平君
市民部長兼防災監	舟橋 正人君	健康福祉部長	前田 敦君
子ども・子育て監	兼松 光春君	都市整備部長	武内 雅洋君
都市整備部次長	野本 敬弘君	経済環境部長	小池 信和君
教育部長	中村 達司君	消防長	大澤 満君
企画広報課長	古田 隆行君	総務課長	藤村 崇司君
多様性社会推進課長	小笠原 健一君	防災交通課長	吉野 勲君
高齢者支援課長	粥川 仁也君	子育て支援課長	高橋 正直君

子育て支援課主幹	中村美和君	都市計画課長	高木誠太君
都市計画課主幹	一柳佳誉君	整備課長	高橋秀成君
観光課長	伊藤修君	学校教育課長	西村岳之君
学校教育課主幹	鈴木早智君	文化推進課長	大黒澄子君
消防次長兼消防署長	安藤和重君	消防総務課長	村山弘泰君

午前10時00分 開議

◎副議長（鈴木伸太郎君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎副議長（鈴木伸太郎君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

7番 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） おはようございます。7番、公明クラブ、諏訪 毅です。議長から発言のお許しをいただきましたので、先に通告しました3件について、順次質問いたします。よろしく願いいたします。

件名1、入鹿池ハザードマップについてであります。

私の住む長者町自治会では、コロナ感染症明けの2023年、2024年度に消防署の協力の下、防災訓練を行ってきました。内容としましては、心肺蘇生、AED訓練、応急担架作成搬送訓練、初期消火訓練などを屋外の公園を使って行ってまいりました。

そして、今年度は、防災交通課の担当者の方と相談をしまして、先日の11月15日に「自分事として捉える住民の防災対策」をテーマに、ここ数年の異常気象により、線状降水帯などの局地的な災害が増えている中、住民一人一人が防災対策意識を講じる必要があるとのことで、屋内で講義を中心とした防災訓練が行われました。

第1部では、「犬山市で想定される自然災害」と題し、犬山防災ハンドブックを活用した講義が、第2部では、「犬山市防災交通課が紹介する防災グッズ」と題し、避難所などで設置するトイレなどの紹介がそれぞれ防災交通課の職員の方からありました。

特に第1部の防災講話の際、入鹿池ハザードマップの説明もありました。ハザードマップには浸水想定区域図も記載されており、長者町の一部が5メートルから10メートル未満の浸水想定区域がかかっていることもあり、講義後の質問コーナーでは様々な質問がありました。

その場で答えられた項目もありましたが、調べてから返答するとの項目もありましたので、後日返答すると言われた項目について、今回一般質問させていただきます。

要旨1、入鹿池の氾濫基準についてであります。

2点、お尋ねをいたします。

1点目、放流する水位の基準などはあるのか。2点目、入鹿池で事前放流を行う際には、どのように対応するのか、お示しをください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） おはようございます。それでは、諏訪議員のご質問にお答えします。

市では、愛知県が公表している入鹿池浸水想定区域図を基に、入鹿池ハザードマップを作成し、市民へ周知をしています。このマップは、入鹿池が満水状態のときに、堤体が決壊し、約1,500万立米の水が流出した場合を想定し、浸水の深さを色によって示しています。

ご質問の事前放流については、入鹿池の水を管理する入鹿用水土地改良区に確認したところ、入鹿池は農業用のため池であるため、夏場の水位が高いときには、かんがい配水の量を増やすなど、利用容量を調整しており、事前放流は行っていないとの回答でした。また、満水位を超えた場合には、余水吐から自然に流れ出る仕組みになっているとのことでした。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。引き続き、要旨2に移りたいと思います。

要旨2、事前放流などの情報についてであります。

ここが一番、住民の方が心配をされておったんですが、大雨などで万が一放流をする際、市民への周知はどのように行われるのかお尋ねをいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

市民への情報の周知について、入鹿用水土地改良区では行わないとのことでした。台風の接近や大雨が予想される場合には、市においても入鹿池や下流河川の水位を随時確認し、入鹿用水土地改良区と情報を共有するようにしています。

地域の住民に影響が及ぶ可能性があるなど、市民周知が必要と判断したときには、市の安心メールや防災ラジオなどを用いて情報発信をするとともに、広報車で巡回し、周知することも想定しています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。市の安心メールや防災ラジオなどで周知していただけることを確認ができました。

この答弁の内容を防災訓練の際、質問された方を含め、お伝えしてまいります。ありがとうございました。

続いて、2件目の質問に移ります。

件名2、道路交通法改正による自転車利用者についてであります。

令和8年4月1日より施行される道路交通法の改正により、自転車の交通違反に対して、交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されることになりました。これにより、これまで刑事手続が必要だった自転車の交通違反に対し、自動車と同様に反則金による迅速な処

理が可能となるとあり、対象となるのは16歳以上の自転車利用者で、信号無視や一時不停止、歩道での歩行者妨害、酒気帯び運転など、悪質かつ危険な違反行為が処罰の対象となります。

この法改正の背景には、自転車利用者による交通ルール違反の増加と、それに伴う事故の多発があります。特に都市部では、通勤通学や配達、シェアサイクルの普及により自転車の利用が拡大する一方、歩行者との接触事故や逆走、スマートフォンを操作しながらの運転など、危険な行為が目立つようになってきたのも一因とあります。

次に、自転車事故の発生状況についてですが、全国及び愛知県のデータを基にご報告いたします。

まず、全国の自転車事故の発生件数は、令和6年には6万7,531件で、前年の7万2,339件から約6.6%減少しています。死者数は327人、負傷者数は6万5,154人と、いずれも前年より減少傾向にあります。しかしながら、依然として多くの事故が発生しており、特に高齢者や学生などの弱者が関与する事故が目立っております。

愛知県においても、自転車事故は依然として深刻な課題であります。令和5年の県外の人身事故件数は2万5,547件、そのうち自転車と車両の接触による事故は5,962件と、全体の約24%を占めております。また、死者数は145人に上り、全国的にも高い水準にあります。特に名古屋市内では、幹線道路や生活道路における自転車事故が多発しており、道路構造の見直しや安全対策の強化が求められております。

ここでお尋ねをいたします。要旨1、自転車事故の発生状況についてであります。

先ほどは愛知県内などの状況を述べさせていただきましたが、市内での自転車の人身事故の発生状況をお教えてください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

犬山警察署に確認したところ、犬山警察署管内における自転車の人身事故については、令和4年度が69件、令和5年度が82件、令和6年度が84件で、年々微増している状況です。

事故の主な原因としては、一時停止無視による出合頭の衝突が大多数を占めるとのことです。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございます。市内で発生している自転車の人身事故の状況が確認できました。

今後の自転車事故の削減、防止に向けては、先ほどの答弁でもありましたが、市内での自転車の事故が微増しているような状況を踏まえ、法改正に基づく取締りの強化とともに、自転車利用者への交通安全教育の充実が不可欠だと考えます。

特に、学校や地域における啓発活動を通じて、子どもから高齢者まで幅広い世代に対し、交通ルールの遵守と安全意識の向上を図る必要があると思います。自転車は、子どもから高齢者まで幅広い世代が利用する身近な交通手段でありながら、正しい交通ルールやマナーを学ぶ機会が限られているのが現状であります。

特に道路交通法の改正により、自転車の違反に対しても反則金が科せられるようになる今、利用者一人一人が運転者としての自覚を持つことが求められていると思います。そのためには、学校や地域での交通安全教室の開催が極めて重要であると考えます。

ここでお尋ねをいたします。要旨2、交通安全教室などの実施状況についてであります。

2点、お伺いいたします。

1点目、市内での交通安全教室などの実施状況について、2点目、交通安全教室の内容をお教えてください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

交通安全教室については、犬山警察署が実施しています。犬山警察署に確認したところ、小学校、中学校、高校、老人会や町内会で実施しており、直近では11月30日に城東小学校区コミュニティ推進協議会主催の自転車安全講習会で城東地区の住民に自転車の乗り方などを指導しました。また、技能実習生を対象として、企業や日本語学校でも定期的に訪問して実施しています。

内容は、講話や自転車を用いた実技が中心ですが、日程が合えば、自転車利用に対する交通指導取締りや交通安全教育に特化した警察の部隊であるB-F o r c eによる講演会も実施しており、今後も要望に応じて積極的に実施していきたいとのことです。

また、市としては、警察署と地域で実施する交通安全教室に参加して、ヘルメットの着用や反射材利用の啓発を行っています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございます。市内の小学校、中学校、高校以外でも、町内会などでも交通安全教室が実施されていることが確認できました。

今回、自転車利用者について質問をさせていただききっかけになったのは、ある市民の方からの相談でした。令和8年4月1日から自転車の法律が厳しくなると聞いているが、情報がないので分からないし、毎日の足として利用しているので、どうなるのか不安だ。市から広報などで教えてもらえないかとのことでした。

ここでお尋ねをいたします。要旨3、自転車利用者の市民への周知についてであります。

先ほども言いましたが、令和8年4月1日から導入される制度について、市民の皆様への周知をぜひ行うべきと考えますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

自転車の交通違反の対象となる行為は全部で113種類あります。主なものとしましては、スマホ等ながら運転、信号無視、右側通行などの通行区分違反、指定場所一時不停止、無灯火、併進、傘差しや大音量でのイヤホン等使用運転などが挙げられます。反則金も違反の

種類に応じて3,000円から1万2,000円の範囲で定められています。

市としては、広報やホームページ、SNSでの掲載を予定しています。

また、愛知県警察にてチラシを作成していますので、犬山警察署と連携を図りながら、各種キャンペーンで配布することで周知を図っていきます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。ぜひ一人でも多くの自転車を利用して
いる市民の方へ周知をしていただき、自転車事故が減少できるよう期待申し上げ、次の質問
に移ります。

件名3、多文化共生についてであります。

現在日本では、外国人住民の増加に伴い、多文化共生の重要性が高まっております。2023
年末時点では、日本に在留する外国人は約330万人を超え、全人口の約2.6%を占めておりま
す。

こうした中、国は外国人住民を地域社会の一員として受け入れ、共に暮らす社会の実現を
目指し、様々な施策を展開しております。総務省が中心となり、地域における多文化共生推
進プランを策定し、全国の自治体と連携しながら、外国人住民が地域社会の一員として、安
心して暮らせる環境づくりを進めています。

このプランは3つの柱から構成されており、第1に、コミュニケーション支援です。

行政情報や生活情報の多言語化、日本語教育の充実、生活オリエンテーションの実施を通
じて、外国人住民が地域で円滑に生活できるよう支援しております。

第2に、生活支援です。

教育、医療、福祉、防災、住宅など、生活のあらゆる場面で外国人住民が適切なサービス
を受けられるよう、制度の整備と情報提供が進められております。

特に災害時の対応では、多言語での避難情報提供や、避難所での配慮などが重要視されて
おります。

第3に、多文化共生の地域づくりです。

地域住民への啓発活動や、外国人住民の社会参画の促進、地域の担い手としての育成など
を通じて、互いの文化や価値観を尊重し合える社会の実現を目指しております。

さらに、法務省や文部科学省、厚生労働省などの連携をし、日本語教育の推進、外国人の
子どもへの教育支援、医療通訳の整備など、分野横断的な取組が進められております。

さて、犬山市でも様々な多文化共生、外国人市民の方への取組がされております。

ここでお尋ねをいたします。要旨1、取組状況についてであります。

今年度より市役所窓口を導入した多言語窓口電話通訳システムや、多言語情報誌を発行し、
外国人市民が必要とする情報を直接届ける多文化共生の推進のための事業がありましたが、
特に多言語窓口電話通訳についての現在までの実績などが分かればお教えてください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

令和7年5月下旬から始めた多言語窓口電話通訳ですが、これまでに約180件の利用がありました。月平均で約30件となります。11か国語の活用があり、多い順にスペイン語、ポルトガル語、ネパール語、ベトナム語、タガログ語、中国語、英語、ベンガル語、ヒンディー語、トルコ語、タイ語となっています。

活用場面別では、外国人市民が窓口に来られたときが125件、外国人市民が市に電話をされたときが42件、市から外国人市民へ電話をしたときが15件でした。

これまで対応が困難であった言語についても対応が可能となり、窓口通訳者が不在の場合や、事前の予約が必要なコミュニティ通訳での対応が難しい場面であっても、即時に対応できるようになり、より正確な意思疎通が図れるようになったものと認識しております。

その結果、コミュニケーション不足に起因して発生するおそれがあったトラブル等の発生リスクを低減できるものと見込んでおり、多文化共生推進ビジョンの重点施策であるコミュニケーション支援が一步進んだものと考えています。

この多言語窓口電話通訳の周知については、外国籍住民世帯に送付している多言語情報誌への掲載や、その他様々な機会を捉えて、外国人市民にチラシを配るなどの周知をしているため、これまで市役所では言葉が通じないと思っていた方々の利用が徐々に増えていくものと考えています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。多言語窓口電話通訳システムを導入したことにより、これまで対応が困難であった言語も対応ができたこと、即時に対応ができるようになり、導入の効果が大きかったことが確認できました。また、今年度から始めた外国語情報誌などでの周知した効果もあったことが分かりました。

ここで再質問いたします。

多言語窓口電話通訳システムや多言語情報誌の発行とともに、多文化共生推進の柱となる多文化交流マルシェについてお尋ねをいたします。

令和6年度も開催された多文化交流マルシェですが、ホームページを見ますと、昨年、来場された方の聞き取り調査が掲載をされていました。

聞き取り内容の概要としましては、地域貢献できることへの喜びを感じた、外国人がたくさんいたのがうれしかった、久しぶりに会った人も多く、連絡先を交換している場面も多く見かけたなど、ポジティブな意見がたくさんあったと掲載をされていました。

そのような昨年度の多文化交流マルシェでしたが、今年度はどのようなマルシェになったのかお示しをください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 再質問にお答えします。

多文化交流マルシェは、3年間をめぐり令和6年度から始めた事業で、外国人市民が地域社会の一員として参画できる機会を創出するとともに、外国人市民が経営する店舗や外国人市民の文化活動を地域住民に紹介し、相互理解と交流を深めることを目的としています。今

年度はその2年目に当たり、11月23日に犬山駅東からくり広場を活用して実施し、飲食店5店舗、民芸品などの展示販売4店舗に出店いただき、ダンスや演奏などのパフォーマンスも6団体に披露していただき、大変盛況でした。

各店舗の売上げもよかったと聞いており、ダンスや演奏を披露してくれた方々も、皆さん笑顔で楽しんでパフォーマンスをしていただけたのではないかと考えています。

今後は次のステップにつながるように、イベント自体の準備、企画段階から外国人市民にも少しずつ参画してもらえるように工夫しながら、より充実したイベントにしていきたいと考えています。

なお、令和8年3月8日日曜日に、羽黒中央公園で「エンジョイサッカー」と題して、スポーツ交流イベントを行う予定です。子どもから大人までの日本チームと、南米をはじめとする多国籍チームや混合チームでサッカー交流ができるものと考えており、多文化交流マルシェとは違う方々との交流が生まれるのではないかと期待しています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。私もこのマルシェに参加をしましたが、とにかく来場者や出店者の皆さんが笑顔だったのが印象的でありました。

来年度も多くの来場者が笑顔で集える多文化交流マルシェにしていだけることを期待申し上げます、次の質問に移ります。

要旨2、日本語教室についてであります。

文部科学省の調査では、公立の小中高校や特別支援学校に在籍する外国人児童生徒は、2024年5月時点で約13万8,000人で、10年間で約6万2,000人増えたとあります。

また、日本語指導が必要な児童生徒は6万9,123人で過去最多となりました。

母語については、ポルトガル語や中国語、ベトナム語など多様化している。一方、国内で日本語を学ぶ外国人は、2024年11月現在で29万4,198人で過去最多となり、日本語教師は5万309人で、半数以上がボランティアであったとあります。

留学生以外が学ぶ自治体や民間団体が運営する日本語教室などがない空白地域の市区町村は、全国全体の38.2%に上ったとあり、在留外国人が増加する中、日本語教育の体制整備は急務であるとありました。

ここでお尋ねをいたします。市が実施している学校以外の日本語教室の状況などをお教えてください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

現在、犬山市が学校以外で実施している日本語教室としましては2つあります。

1つ目は、犬山国際交流協会に委託し、主に大人を対象として、市民交流センターフロイデで毎週日曜日の午前中に実施している犬山日本語教室です。令和6年度の実績は全47回で、延べ618人に受講いただいております、毎回10名程度のボランティアの方々に日本語指導をしていただいております。

2つ目としては、NPO法人シェイクハンズに委託をし、学齢期や就学前の子どもたちとその保護者を対象として、楽田児童センター2階で実施している日本語学習支援です。

その内容としましては、学齢期の子どもたちとその保護者を対象とした、みんなの日曜塾を毎週日曜日に年間45回ほど実施しており、乳幼児期の子どもたちとその保護者を対象とした親子サロンを、日曜日に年間10回程度実施、小学校入学に向けた日本語指導として年間10回程度、プレスクールをそれぞれボランティアの方々の協力をいただきながら実施しています。

また、平日の放課後には、毎日、子どもの生活・学習支援事業を行う中で、日本語指導が必要な子どもたちには日本語学習支援を行っています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。市内に学校以外で実施している日本語教室が、犬山国際交流協会とNPO法人シェイクハンズの2か所あることが確認できました。

先ほども申しましたが、日本語教室がない空白地域の自治体が全国で約40%ある中で、犬山市では2か所もあることが確認できました。

ここで再質問いたします。

先ほどお聞きした多文化交流マルシェでは、外国人市民の皆さんの交流の場として、連絡先の交換をしたなど、年1回の開催であります。コミュニケーションを図る場としても効果があったと思います。

そのように考えますと、毎週のように行われている日本語教室は、日本語を学ぶ以外にも別の効果があるのではと考えます。日本語教室での日本語を学ぶ以外の効果、また課題についてお聞かせください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 再質問にお答えします。

地域の日本語教室は、日本人市民と外国人市民が相互に学び、相互に理解する場であり、生活情報の提供や災害時の情報共有など、多文化共生の拠点であると認識しています。その効果として、日本語能力の向上はもちろんです。地域の日本語教室は、単に日本語を教えるだけでなく、日々のコミュニケーションを通じて信頼関係を築いています。この信頼があるからこそ、外国人市民に頼りにされ、いざというときにセーフティネットとして機能すると考えています。

一方、課題としましては、日本語指導が必要な児童生徒は年々増加しており、今後もさらに増加していくことが想定されます。そのため、日本語指導者の確保が重要な課題となっています。現在はボランティアに頼っている状況ですが、今後のニーズに対応可能な体制を整えるためには、市の支援を含めた検討が必要な時期に来ていると考えています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。日本語教室が、日本語を学ぶ以外にも様々な効果があることを確認いたしました。また、指導者不足の課題も確認できました。多

くのボランティアの皆さんで成り立っていることを再認識いたしました。改めて、ボランティアで日本語教室に携わっていただいている皆さんに感謝を申し上げます。

続きまして、要旨3、今後についてであります。

今回の一般質問では、多文化共生で、現在、犬山市が取り組んでいること、また日本語教室の現状などを質問させていただきました。そして最後に、今後についてであります。

様々な取組などをお考えだと思いますので、多文化共生の今後について、どのようなお考えであるのかお示しをください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

令和7年10月31日時点で、市の人口7万1,061人のうち、外国籍住民の人口は3,072人で、総人口に占める割合が4.3%を超えています。

5年前には2,415人で割合が3.2%、10年前には1,823人で割合が2.4%であり、着実に生活者として外国人は増えています。

外国人市民が抱える問題は様々で、日本人市民に起き得る問題は当然、外国人市民にも起こります。子育てから教育、貧困、高齢者問題など様々です。

言葉や文化の違いなどが要因で、問題の表面化が遅れ、その結果、対応が遅れることや、問題が複雑化することも考えられます。言葉や文化、習慣が違う外国人市民と日本人市民が日常生活や社会生活を共に違いを理解しながら円滑に営むことができるように、必要な情報を届けることや、日本語教育の充実を図っていくことの重要性が今後ますます高まっていくと考えています。

そのため外国人市民への情報提供方法の工夫、内容の充実や、日本語教育の充実を軸として、ニーズを把握しながら、持続可能な取組となるよう努めてまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございます。外国人市民への情報提供の方法などを工夫していただき、私たち同様、外国人市民の皆様にとっても住みよい犬山になるよう期待申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 7番 諏訪 毅議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時50分まで休憩いたします。

午前10時37分 休憩

再 開

午前10時50分 開議

◎副議長（鈴木伸太郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

9番 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 9番、創大会、畑 竜介でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い、3件、順次一般質問を行っていきたくと思います。よろしくお願いいたします。

まず、件名1、消防団大学生等活動認証制度についてでございます。

少子・高齢化が進む中で、地域の安全を守る消防団の団員数は全国的に減少しており、本市においても、団員確保は喫緊の課題となっております。地域防災力を維持する上で、消防団の存在意義はますます高まっていますが、一方で、その担い手が十分とは言えず団の維持、継続に不安の声が上がっていることも事実でございます。

私自身、消防団員として活動させていただいておりますが、現在、大学2年生の次男が同じ消防団に所属しており、さらに次男の同級生も友人も一緒に活動しています。この2人も最初は特に消防団に入ろうというようなことは多分考えてなかったようですが、私在家で消防団大学生等活動認証制度の話をした際に、それなら入ってみようかなと前向きに考え、実際の入団につながった経緯があり、制度そのものが背中を押すきっかけになり得ることを強く感じています。

そこで、本日は、この消防団大学生等活動認証制度を取り上げ、若い世代が消防団活動に参加しやすい環境づくり、そしてその経験を、就職活動等へどう結びつけていくのかについて質問をしていきたいと思っております。

まず初めに、本制度の現状について伺います。

制度は、学生消防団の功績を認証し、就職活動などに活用してもらうことを目的に創設されたと理解しています。しかし、制度の実効性を高めるためには、現状と課題を正確に把握することが必要だと考えております。

そこで、まずは、これまでの認証者数、利用状況、学生や企業への周知の実態、そして消防団員確保の観点から見た現在の課題について、当局の見解をお聞かせください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

当市において、学生消防団員の功績を認証する制度として、令和元年4月1日に、犬山市消防団大学生等活動認証制度をスタートしました。発足から現在までの認証者の数は1名です。

利用状況につきましては、認証後の詳細は不明ですが、学生消防団員の主な就職希望先としては、官公庁や公安職が多いものと認識しております。

周知につきましては、制度発足時に名古屋経済大学へ協力を依頼し、翌年には消防団活動に興味を持った学生を対象に、消防団の内容や制度について説明を行いました。企業への案内につきましては、対象範囲を絞ることが難しいため、十分な周知に至っておらず、今後検討が必要な状況でございます。

課題としましては、本制度が学生と企業双方に十分認識されていないため、学生の就職活動の支援や、消防団員の確保に十分な効果を発揮していないことでございます。今後、制度の認知度向上と活用促進に向けた取組が必要であると考えております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

現在の利用者数は1件ということでございました。消防団活動の公的証明書を学生にとって魅力あるものにするためには、ただ証明書を発行するだけではなくて、それをどういうふうに生かせばよいかを明確に示す工夫が必要だと考えています。

そこで、2点、提案させていただきます。

1点目は、ガイド資料のようなものの作成です。

消防団活動で身につく力、例えばチームワークだとか責任感、危機対応能力など、こういったものを整理した一覧表に加えて、例えば履歴書やエントリーシートの記入例だとか、面接での伝え方の例文をまとめてあげた活用ガイド、そんなものを市が大学や高校と連携して作成することで、証明書をどのように活かせばよいか、学生が具体的に理解できるようになるのではないかと考えます。

2点目としては、PRの場をつくることです。

例えば、市や商工会議所が主催、共催する合同の企業説明会などの中に、こうした地域活動経験者向けのPR枠などを設けて消防団活動証明書を持つ学生が企業に向けて自身の経験を短時間でもいいので発表できる機会をつくってはどうかと考えます。

証明書を持っているだけで終わらせず、地元企業との出会いやマッチングに直結させることで、学生にとっても制度の価値が実感しやすくなると考えますが、この2点について当局のお考えをお伺いいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） 再質問にお答えします。

議員ご提案のとおり、証明書を学生にとって魅力あるものにするためには、さらなる工夫が必要であると認識しております。当消防本部においては、インターンシップや職場見学の一環として、学生を受け入れ、訓練への参加や、場合によっては救急車への同乗などを通じて、実際の職場を体験していただく取組を行っております。

まずは、こうした学生や、当市の現役学生消防団員を対象に、証明書の発行に加え、就職活動に役立つ資料を準備することで、サポート体制の充実を図ってまいります。また、企業に対しましては、商工会議所などを通じて、本制度と、当市消防団の活動内容を広報し、学生団員への理解促進と消防団への関心向上に努めてまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。消防団活動で培われる経験を言葉にしてあげること、そして就職イベントなど具体的な場面で使えるようにすることは、学生にとって非常に分かりやすい後押しになると感じます。

大学に進学してしまうと市内在住の18歳以上の方々に制度を使える機会も少なくなってしまうため、市内にある公立高校なども周知の対象にさせていただけるとよいのではないかと思います。

最後にもう一点、再々質問をお願いします。

それは市自身の採用における姿勢についてです。

市職員の採用において、消防団活動の実績を人物評価の中でプラス要素として明確に位置づけることは可能でしょうか。

また、採用案内や募集要項の中に、消防団活動や継続的な地域活動を評価しますといったメッセージを記載することで、市が率先して地域活動の価値を示していくことも有効ではないかと考えます。

決して特別扱いするという意味ではなく、地域で真面目に活動してきた人を大切にするという市の姿勢を分かりやすく示すことが重要だと考えます。こうした姿勢は、地域で真面目に活動してきた若い世代への力強い後押しになると思いますが、市の考えをお伺いいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再々質問にお答えします。

消防団をはじめとするボランティア活動は、取組の継続性や社会的な貢献といった観点で、職員を採用するに当たり、評価すべきものと認識しています。

しかしながら、活動証明書を採用試験において単純な加点として取り扱うことや、メッセージを出すことについては、試験の公平性の問題とともに、多様な人材の採用を妨げる方向に働く可能性もあることから、慎重にならざるを得ません。

本市の職員採用試験においては、これまでも、消防団をはじめとしたボランティア活動について、その内容を面接時に質問した上で、一定の評価をしてきており、今後もその方向性は変わりありません。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。消防団活動の継続的な取組は、社会性や責任感、地域への理解など、多くの力を育んでくれる大切な経験であり、そうした姿勢を市としてしっかり評価していただける点は大変心強く感じております。

一方で、採用試験における公平性や多様な人材を受け入れるという視点から、単純な優遇措置は慎重であるべきとの説明も理解しました。

この消防団大学生等活動認証制度は、学生が消防団加入に一步踏み出すきっかけになる非常に有意義な制度だと考えております。まずは制度の周知や活用の工夫、そして学生消防団へのサポート体制の充実を進めていただき、地域の防災力向上にしっかりとつなげていただきたいと思います。私自身も消防団員として、引き続きこの制度がよりよくなるよう研究してまいります。

続いて、件名2に移ります。犬山の新しい観光まちづくりについてでございます。

まず、要旨の1点目として、木曾川内田地区の河畔空間の活用についてお伺いいたします。

本市が策定した犬山市かわまちづくり計画では、犬山遊園駅周辺から木曾川沿いを内田地区の遊園ゾーンと位置づけ、老朽化した河畔遊歩道の再整備や、カフェなどの商業機能の導

入により、城下町から川と人の流れを生み出すことが掲げられております。

一方で、かつてにぎわった旅館街や川沿い遊歩道などが、現在は十分に活かされてないのではないかと感じております。

そこで、この内田地区の木曾川河畔空間の現状と課題、そして、犬山市かわまちづくり計画における同地区の位置づけを市としてどのように認識し、今後どのような方向性で活用、整備していこうと考えているのか、復習も兼ねてお示しいただきたいと思っております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

内田地区にはかつてレジャー施設である犬山遊園地があり、多くの観光客が訪れていました。また、河畔沿いには旅館や土産物店等が連なり、にぎわいを見せておりました。

その後、長い年月を経て、交通網の発達などもあり、人々の観光動向が変化するとともに、犬山観光が日帰り客中心の観光地となるに伴い、内田地区は旅館数が減少するなど、かつての状況から変化しています。

また、遊歩道についても、経年により舗装や桜並木の老朽化が見られます。

一方で、新たなホテルが開業したことも契機とした、訪日観光客の増加といったインバウンドの高まりなど、近年の観光需要に応じたにぎわいづくりを進めていく必要があります。

そうした中、今回の犬山市かわまちづくり計画において、内田地区は今後、魅力あるソフト施策の展開と、河畔の歩行空間等整備により、快適性を向上させ、高質化を高めた上で、犬山城及び城下町からの回遊、周遊を促します。

心地よい空間形成により、来訪者や住民が寛ぎ、集う場を創出し、滞在時間の延長や消費の拡大等による地域活性化や、にぎわいのあるまちづくりを目指すこととしております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。内田地区における公民連携の可能性について再質問として伺います。

先日、神奈川県三浦市へ行政視察に伺いました。その際、三浦市では市長直轄の特命チームが旧中学校跡地や漁港周辺の公共用地を、公募プロポーザルやPPPの手法を用いて再生しまして、宿泊機能や食文化、体験コンテンツを備えた観光拠点へと生まれ変わらせている姿を見てまいりました。

行政は用地調整や補助金スキームの構築など環境整備を担い、事業の企画、投資、運営は民間が担う、この明確な役割分担が非常に印象的でありました。

内田地区の木曾川河畔空間についても、民間の発想や投資を生かす余地は大きいと考えております。例えば遊歩道の再整備と合わせて、先ほどあったような小規模なカフェや物販、アウトドア体験やナイトイベントなどを組み合わせることで、歩いて楽しい川辺の回遊拠点としての評価が高まるのではないかと考えます。

そこで、内田地区の整備活用に当たり、三浦市のような公募型の民間提案のように、PPPの手法の導入について、どのようにお考えか。また、導入したい機能や民間との役割分担

のイメージがあればお聞かせください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

現在、犬山市かわまちづくり計画の進め方についてですが、河川管理者である国土交通省と協議を行うとともに、地域の皆様からもご意見をいただき、整備の方向性を検討しているところでございます。

今後検討が進み、より具体的な内容が見えてくる中で、本事業が実りあるものとなるためには、民間活力の導入は必須と考えております。このため、民間事業者の活用や連携についても、早い段階から検討の必要性があると考えております。

一方で、民間事業者からの提案募集やその役割については、整備方針が進む中で、随時検討し、決定していくこととなりますので、現段階においては、具体的なスキームやスケジュール等は決まっておりません。

なお、導入したい機能としては、現時点でのイメージですが、犬山市かわまちづくり計画に示しているとおおり、河川堤防内においては、水際の階段や階段状の護岸設置による寛ぎの場、上段の遊歩道部分におきましては、飲食・物販などの店舗や、テラス及び椅子、テーブルなどの休憩施設、効果的な照明、植栽、イベント時に必要となる電源設備などを設置し、滞在と交流の場となることを想定しております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。民間活力の重要性というのは理解していただいているというところで、同じ思いなのかなと思っております。答弁でもありましたが、ぜひ早い段階、設計の段階等々でいろんな民間活力を活用していただければいいかなと思います。

今議会でこの後、久世議員もこれについて質問されるので、詳しいところは久世議員に任せようかと思っております。

次に、要旨2でございまして。犬山版ガストロノミーツーリズムの推進についてお伺いいたします。

ガストロノミーツーリズム、あまり聞き慣れない言葉かもしれませんが、ガストロノミーツーリズムとは、訪問する土地の食文化や食に関する体験を楽しむことを目的とした観光のことです。

先ほど申し上げた神奈川県三浦市の視察ですが、もともとはこのガストロノミーツーリズムについて、建設経済委員会で学びに行ったものでした。しかしながら、三浦市の担当職員が、何て言うか、スーパー行政マンみたいな方で、ガストロノミーツーリズムに合わせて民間活力の活用についてお話を熱くいただいたもんですから、要旨1を今回聞いたわけですが、本来は、ここからがもともとの視察のテーマでありました。

さて、今回お伺いした神奈川県三浦市では、マグロなどの地場の食材、漁港という地域資源、これを生産、調理、体験、物語として組み立てて、高付加価値なガストロノミーツーリ

ズムとして取り組んでいらっしゃいました。

単においしいものを食べるということではなく、どこで取れた魚か、誰が調理しているか、その土地の歴史や文化とどう結び付いているかといったストーリーを体験として届ける町全体の仕組みが行われていたのが印象的でした。

犬山市にも城下町の食文化の中に、げんこつ飴や地酒、地ビール、犬山焼といったものの地場産品、さらに木曾川の景観や歴史的な町並みなど、食と文化を組み合わせられる素材が多くありますが、現在、今のところ食・体験・観光という形で体系的に磨き上げているとは言い難いと感じています。

そこで、本市として、犬山の食文化や地場産品、歴史・景観資源を生かした、いわゆるガストロノミーツーリズムや体験型高付加価値型の観光まちづくりについて、現時点でどのような認識と位置づけをお持ちなのか。また、現在、市が実施している関連事業とその成果や課題があれば、お示しをください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

先ほど畑議員からもご紹介ありましたが、ガストロノミーツーリズムですが、観光庁によると、その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、食文化に触れることを目的としたツーリズムと位置づけられております。

犬山市においても、城や城下町等の文化財、豊かな自然と美しい景観、そして水があり、そうした歴史的資源や風土のもと育まれた、犬山焼、げんこつ飴、地酒、和菓子、お茶、様々ありますが、こうした特産品がございます。

議員ご指摘のとおり、ガストロノミーツーリズムに合致する犬山ならではの食文化が残されていると認識しております。こうした素材を活用しながら、物語性のある体験型、高付加価値型のツアーやコンテンツを造成し、より魅力的な犬山市を発信、提供していくことは、観光都市としてさらなる高みを目指す上で、今後特に重要になるものと考えております。

体験型高付加価値に資する取組として、城やお祭り、犬山祭、犬山焼等に関連した観光商品というのは、現状においても幾つかつくられており、一定の成果はあると考えていますが、ガストロノミーツーリズムにつながるような食文化を活かしたツーリズム、こうした造成は現在のところは十分ではありません。観光における食の重要性を認識しながら、今後、取組を検討する必要があると考えております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。食と文化と体験と、非常に重要なポイントだということは認識は同じだというふうに理解しております。

もう少し踏み込んでお尋ねします。三浦市ではこのガストロノミーの取組が飲食店だけの話ではなく、漁業者とか、加工業者、宿泊事業者、観光ガイド、人材育成まで含めた町全体のプロジェクトとして組み立てられていました。そこに行政のプロジェクトチームが入り、事業者同士をつなぎ、補助金や規制の調整を行うことで、官民が一体となって新しい観光商

品をつくっていたことが特徴的です。

犬山においても城下町の飲食店、和菓子店、酒蔵、農産物の生産者、さらには木曾川河畔や内田地区でのアウトドアや船の運航など、プレーヤーとなり得る主体は多く存在していると思います。こうした事業者や生産者、観光まちづくり関係者をつなぎ、犬山の食と文化を体験ができるガストロノミー企画を官民連携で立ち上げていくことが重要ではないかと考えます。

犬山市として、犬山版ガストロノミーツーリズムモデルづくりに向けて、城下町や木曾川河畔、内田地区も含めた事業者や生産者との連携プラットフォーム等を構築したり、試行的なイベントやモニターツアーを実施したりする考えはあるのか、再質問としてお伺いいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

当市における食に関連した展開としましては、城下町を中心とした串グルメがまずございます。犬山観光の魅力づくりや誘客に成果を上げております。そのほか、木曾川うたかた亭と称する屋形船の上でイタリアンなどを楽しむ企画や、犬山観光特使、遼河はるひ氏監修のランチメニュー造成、木曾川河畔では毎週日曜に朝市が開催されるなど、犬山で食を楽しむ機会や場は様々に提供されているところでございます。

一方で、議員ご提案の三浦市でのガストロノミーツーリズムのように、多くの事業者をつなぎ、取りまとめ、方向性を共にしながら、食文化の体験を楽しんでいただくような、言わば大がかりな観光施策の展開というのは、当市において実現しておりません。

そうした取組の重要性は認識しておりますが、三浦市型の、まち全体でのプロジェクトといった位置づけでのツアー造成やイベントは、現時点で予定しておりません。まずは犬山が持つ資源を改めて見直した上で、名古屋圏といった中での犬山らしい食文化の体験という特徴を活かした取組を研究してまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。今のところ大きい何か企画というのはないということでした。

一方で、串グルメのような非常に誰もが使いやすいような企画が現在あって、お客様を呼んでいる光にもなっていると。串グルメも結構長いことたちますんで、この次の10年を目指す、何かそういった新しい企画が生まれることを期待しています。

最後に、このガストロノミーツーリズム自体、今後の位置づけと具体的な進め方について確認をさせていただきたいと思います。

三浦市の視察では、ガストロノミーツーリズムが単なるグルメ企画ではなくて、そのまちに泊まり、歩き、味わい、また来たくなるという理由をつくるための総合戦略として機能していることを学びました。食と観光、公共空間の活用、人材育成が一つの方向の下で束ねられています。

犬山市も国宝犬山城は城下町だけではなく、木曾川や内田地区、地場の食文化といった多くの素材を持っています。これをばらばらに個別事業として進めるのではなく、先ほど申し上げました、犬山らしいガストロノミーとして束ねていくことが、今後の観光振興や地域経済にとって大変重要だと考えます。

そこで、最後に再々質問として伺います。

本市として、犬山版ガストロノミーツーリズムを今後の観光まちづくりの柱の一つとして位置づけ、関係部局が連携して検討の場を設けたり、試行的なプロジェクトの立上げに取り組んでいくという考えはあるのか、改めてお伺いいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再々質問にお答えします。

ガストロノミーツーリズムの展開は、犬山の新たな魅力を高めるものであり、将来における犬山観光の重要な柱の一つとなる可能性があるかと捉えております。

しかしながら、議員ご提案のガストロノミーツーリズムとして、多くの関係者を巻き込む展開は、実施体制や施策の方向づけなど課題も多く、すぐには難しいものと考えております。

一方で、食を通じた魅力づくりは引き続き進めていく必要があります。既に市内事業者においては、犬山の特産品を活かした商品開発や、お店同士の横のつながりによるコラボ商品も生まれつつあると聞いております。

こうした取組を大切にし、市や観光協会も一緒になって連携することで、将来においてはガストロノミーツーリズムへとつながるものと認識しております。まずその第一歩として、事業者間の横のつながり構築を支援するなど、関係者とともに1つずつ取り組んでまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。ガストロノミーツーリズムは、犬山市にとって将来の大きな柱となり得ると市も認識されていること、そして事業者同士の横のつながりづくりから丁寧に進めていくという方向性を示していただいたこと、ありがとうございます。

まずは小さくとも関係者が同じテーブルに着き、互いの強みを持ち寄っていくことが、必ず次のステップにつながると感じています。市としても、今日答弁のあった横の連携づくりをしっかりと後押ししていただき、犬山らしい食と文化の体験づくりに向けて一歩ずつ進めていただくことを期待しております。

私自身も議員として、また地域事業者の一人として、この取組にしっかりと関わり、力を尽くしていきたいと思っております。

続いて、件名3に移ります。件名3、五郎丸西地区暫定用途解除区域についてでございます。

この五郎丸西地区の暫定用途解除区域でございますが、地産団地の東側、国道41号線から少し南に入った五郎丸神社の東側にある地区でございます。この区域については、これまで

行政が長年にわたり粘り強く関係機関と協議を続けてこられて、特に近年は、道路整備や雨水排水など、まちづくりの基盤となる部分が着実に前進をしてくれています。まず、その点について行政の尽力に感謝をします。

さて、この五郎丸橋爪エリアは、第6次犬山市総合計画において、都市拠点エリアとして位置付けられ、さらに、都市計画マスタープランにおいても新たな都市拠点として示されています。市全体の将来像の中でも重要な役割を担うことが期待されている地域です。

そこで、まず、この五郎丸西地区の暫定用途解除区域は、都市計画マスタープランに示される新たな都市拠点に含まれるエリアとして捉えてよいのか、現時点での行政の考えをお伺いいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

五郎丸西地区の暫定用途解除区域は、先ほど議員からも説明がありましたが、地産団地の東側に位置し、過去に第一種低層住居専用地域の容積率50%、建蔽率30%として、将来の面的な土地利用を図るため、通常より厳しい土地利用規制をかけていた区域です。現状は、主に市街化区域内農地として土地利用がされています。

犬山市都市計画マスタープランの都市拠点である橋爪・五郎丸地区は、道路交通、医療福祉、商業といった既存ストックを活かした都市機能の集積を目指す地区として位置づけていることから、当該区域が第一種低層住居専用地域であることなど、都市計画上の位置づけを踏まえると、都市拠点には含まれないものと考えています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。

現時点では、第一種低層住居専用地域ということで、都市計画マスタープランの都市拠点エリアには含まれないというような答弁でした。

次に、要旨2として、土地利用誘導と今後のまちづくりの方向性について伺います。

この区域は、先ほど答弁にありましたが、現在、暫定用途が解除され、容積率50%、建蔽率30%から、容積率100%、建蔽率60%に変更はされました。しかしながら、第一種低層住居専用地域ということで、比較的厳しい土地利用の規制の中に置かれています。

一方で、現在は都市拠点エリアに含まれないということでしたが、総合計画や都市計画マスタープランにおいて、五郎丸地区は新たな都市拠点として期待されており、将来のまちづくりを考える上で、この地区が果たす役割は非常に大きいと認識しています。

しかしながら、現行の第一種低層住居専用区域のままでは、建築可能な用途が限定され、中層住宅や福祉、医療、商業等の拠点機能が受け入れにくいことや、地権者による土地活用の選択肢が狭い、または民間投資を呼びにくいといった制約があり、都市拠点としてのポテンシャルを活かしきれてないのではないかと課題もあります。

そこで、この土地利用をより柔軟にし、地権者の土地利用の選択肢を広げる観点から、すぐ道路向かいと同じように、第一種住居地域などへの用途地域の見直しについて、現時点で

行政としてどのように認識しているかお聞かせください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

五郎丸西地区の暫定用途解除区域については、規制緩和後の第一種低層住居専用地域を正式な用途地域とし、住宅地としての土地利用を促進するため、現在、道路や雨水排水といった都市基盤の整備、改善を進めており、現在のところ、雨水排水事業を先行し、令和14年度頃の完了を目標として進めています。そのため、現状において、都市機能の誘導に向けた用途地域に見直す考えはありません。

また、犬山市都市計画マスタープランにおいても、用途地域を見直すといった方針は示しておりません。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。なかなか厳しい答弁でございますが、用途地域の見直しには一定のハードルがあることは理解しておりますが、地域の将来を考えたときに、どのような条件がそろえば、用途地域の見直しが検討可能になるのかという点は、地権者だとか、住民にとっても非常に重要な情報であると考えます。

また、他市の事例を見ても、用途地域の見直しには、地権者の一定の合意形成、将来像の共有、まちづくりの方向性に対する地域の主体的な参画と、そういった地域側からの働きかけが議論の規定になっているケースも多くあります。

そこで、今後、用途地域の見直しを検討する可能性があるとするれば、行政としてはどのような条件やプロセスが必要であると考えているのか。また、地権者や地域から具体的な要望や将来像の議論が始まった場合、用途地域の見直しについて協議を進めていく余地があるのか、再質問としてお伺いします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

国土交通省が示す都市計画運用指針では、用途地域の見直しを検討すべき事案に、基盤整備や面的整備事業等により、目指すべき市街地像に変更が生じ、新たな市街地像に対応した用途地域に変更することが相当な場合と記載されています。

基盤整備や面的整備事業等とは、市街地の将来像を明らかにする地区計画の策定や公共施設の整備、改善を通じた宅地の利用増進を図る土地区画整理事業などが考えられ、それらの取組に合わせて用途地域の見直しを検討するものです。

また、見直しの着手については、対象となる区域内の地権者をはじめ、地域の皆さんの合意形成やまちづくりの機運、新たな土地利用の実現性が高まることが前提ではあります。

そのため、地域から地区計画の策定や土地区画整理事業といった都市計画上の要請があれば、都市計画法などの運用や地域の現状等を踏まえ、都市計画マスタープランの見直しも含

め、その必要性を判断するものと考えています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。これまでの行政の粘り強い取組により、一歩ずつ前進してきたこの地域だからこそ、今こそ次のステージに進む時期が来ていると考えます。

地権者の皆様にとっても、また将来の犬山市のまちづくりにとっても方向性を丁寧に共有することが重要であり、今回の質問がそのきっかけの一つになることを期待して、今回の私の質問を終わります。ありがとうございました。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 9番 畑 竜介議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎副議長（鈴木伸太郎君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時30分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎副議長（鈴木伸太郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 8番、創大会、小川清美です。議長のお許しをいただきましたので、本日は3件の一般質問をさせていただきたいと思えます。順次進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

件名1、市営住宅について。

要旨1、現状についてであります。

市営住宅については、2022年6月定例議会にて私が一般質問していますが、あれから3年以上たちますので、改めて質問をさせていただきます。

前回の質問では、管理コスト、入居戸数や用途廃止の状況などについてお聞きいただきましたが、そのときの答弁では、管理戸数7団地44戸、入居戸数35戸、用途廃止戸数は当初の144戸中100戸ということでありました。

そこで、まず現状についてお尋ねをいたします。あわせて、入居者の世帯人数別の割合についてもお聞きいたしたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

市営住宅は、10月末時点で7団地あり、26戸を管理しています。そのうち25戸に入居されていて、入居者の状況としましては、1人世帯が16世帯、64%、2人世帯が7世帯28%で全体の約9割を占めている状況であり、入居者の平均年齢は72.7歳と高齢者が多い状況となっています。

また、今までに用途を廃止した戸数は118戸となります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございます。約3年間で18戸を用途廃止し、管理戸数で18戸の減、入居戸数は10戸減の25戸ということですので、かなり減ってきている、そういうふうに思いますが、現時点で25世帯の方が住んでおられるということです。そしてまた、ほとんどが単身世帯、または2人世帯ということが分かりました。

続いて、要旨2に移ります。要旨2、今後についてであります。

前回の質問では、先ほどお答えいただきました状況のほかに、整理統合のさらなる推進についてをメインとしてお聞きしました。

私からは、1点目、市営住宅の空き家を改修して、そこへ現入居者に移転していただく。2つ目として、市営住宅用地にプレハブの住宅を集約建築して、そこへ移転していただく。3つ目が、現入居者への払下げ。この3つの施策について提案させていただきましたが、いずれの方法も課題があり、非常に難しいということでありまして、答弁では、入居者の意向を踏まえつつ、既存のストックを活かす方向で研究を進めるということでございまして、それはそれとして理解は示させていただきました。

話は少し変わりますが、市営住宅は木造平屋建てで老朽化はしているが、屋根もセメント瓦で重量もさほどないことから、耐震上は大丈夫であるということで認識をしていましたが、今年2月に改訂されました市営住宅長寿命化計画を見ますと、全ての住宅が倒壊の危険性が高いとなっています。中でも市営秋葉下住宅の2棟が、判定値0.09で、倒壊の可能性が高いとされる判定値0.7を大きく下回っています。こうなると、先ほど申し上げましたように、入居者の意向を踏まえつつ、既存のストックを活かす方向で研究を進めるということでは済まないと考えております。

先ほどの答弁で、25世帯の方が住んでおみえでございます。早期に何とかすべきと考えますので、お尋ねをいたします。

1点目として、耐震判定の状況等について、もう少し詳しく説明を求めます。

2点目は、今後どう進めていくのかについて、スケジュール感を含めてお尋ねをしたいと思っております。よろしくお願いたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

1点目の耐震性能の判定については、平成19年度に当時の簡易診断により耐震性を確認しました。しかし、その後10年以上が経過し、老朽化が進んだこともあることから、令和6年

9月に一般財団法人日本建築防災協会の定める一般診断法による耐震診断を活用して、市営住宅全戸に対して再確認をしたところ、先ほど議員からもご紹介があったんですけど、判定値が0.09から0.59と、倒壊の危険性が高いとされる判定値0.7を全住戸で下回っていることを確認しました。

2点目の今後については、検討の結果、再度の耐震診断の結果を踏まえて、民間の賃貸住宅を市が借り上げ、市営住宅として入居していただく借上市営住宅制度を令和8年度からの開始に向けて準備を進めています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

ただいま答弁の中で借上市営住宅制度といった発言がございました。あまり聞き慣れない言葉でございますので、どういった制度かなどについてお聞きをします。よろしくお願ひします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

借上市営住宅とは、それまでの直接建設方式に加え、市が民間賃貸住宅の空き部屋を借り上げて、市営住宅として供給する方式として、平成8年の公営住宅法の改正により導入された制度です。

人口減少により余剰となる民間の賃貸住宅を市が借り上げ、市営住宅として入居者に住宅を又貸しする制度で、次の3つのメリットがあります。

1つ目として、直接建設方式に比べ、土地取得費、建設費等の多額の初期投資を必要としないので、効率的かつ短期間で市営住宅の供給が可能となります。

2つ目として、民間住宅を一定期間借り上げることにより、期間を区切った市営住宅の供給が可能であるため、市営住宅の供給量の調整を行うことが可能となります。

3つ目として、民間賃貸住宅を借り上げることから、使われていない民間賃貸住宅の空き部屋の活用となるため、事業者にとっては、家賃滞納のリスク低減と安定した家賃収入の確保、市にとっては空き家の減少を図ることができます。

一方で、デメリットとしては、住宅がよくなることにより家賃が上昇することや、長年住み慣れた土地から引っ越しをすることで、地域コミュニティが変わることが考えられます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。先ほどの質問、そして今の再質問の答弁をまとめますと、現在の入居者の安全を図るため、借上市営住宅制度を活用する検討に既に入っており、そして、令和8年度中に開始する予定ということで理解をさせていただきたいと思います。

実施に当たっては、詳細について全員協議会等でご説明もあろうかと思っておりますので、件名1については以上とし、件名2に移りたいと思います。

件名2、県道善師野西北野線の前原未整備区間について。

要旨としては、愛知県9月定例議会の内容についてということになります。

先の愛知県議会の9月定例議会本会議において、犬山市選出の中村貴文県議会議員が県道善師野西北野線、いわゆる都市計画道路成田富士入鹿線の未整備区間の状況について一般質問をされました。愛知県建設局長から2030年度、令和12年度ということですが、の完了を目標にといった答弁がありました。道路そのものの開通なのかはつきりはしませんでした、既に3年ほど延期のように私には聞こえました。

この道路の整備は、前任の山田市長が在職中に、愛知県一宮建設事務所と令和10年春の供用開始を目標に整備を進めていくと確認しており、開通時期については不動のものと確信をしておりました。江南市での広域ごみ処理施設の稼働、前原台の下水道接続とともに、自分の中では3本柱の一角をなす事業として大いに期待をしていました。

そして、この件につきましては、地元議員として注視しておりますので、これまで何度もこの場で質問をいたしました。本年の2月定例議会にても整備状況も含め、整備完了時期について質問いたしましたが、そのときの答弁は、整備完了時期は現時点で当初予定の令和9年度から変更はなく、愛知県は引き続き早期完了を目指して事業進捗を図り、予算の確保に努めていくとのことでした。

市としましても、令和6年12月に市長が直接愛知県に道路整備促進と早期完了の要望書を提出しており、今後も早期完了に向けて、あらゆる機会を捉えて要望していきますというものでございました。

そこで質問をいたします。

現在どのような状況にあるのか。また、完了目標が2030年度となった経緯について、市はどのように承知しているのか、答弁をいただきたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

愛知県は、県道善師野西北野線につきましては、大畔交差点から向屋敷交差点まで延長約930メートルの区間を事業区間としてバイパス整備を進めております。

現在は天道宮神明社の楼門付近を中心とした約340メートル区間において、工事を実施しており、参道をまたぐ高架橋の工事につきましては、南側から順次進め、これまでに橋台、橋脚合わせて5基のうち4基が完成しております。

また、この区間の北側では、道路用地内に特定汚染物質による土壌及び地下水汚染が確認されており、道路築造に合わせて全量を撤去する計画で、今年度より工事区間を囲む土留めなどの準備工事に着手しています。

今後は、残る道路築造工事や高架橋の工事を引き続き進めるとともに、事業区間全体の舗装工事などを行い、令和12年度末の完了に向け、事業の進捗を図っていきたいとのことでした。

完了目標を令和12年度末とした経緯について、県からの説明によりますと、汚染土壌の除去について、その範囲や深さ、方法などに関する関係部局との調整及び手続が昨年度末に完了したこと、スケジュールを精査したところ、整備完了までに5年半ほど要するとのこ

とです。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございます。地元の議員としては釈然としない思いがあります。いっぱいではありますが、愛知県の回答として受け止めていただきたいと思います。

この道路は、計画から半世紀以上たっていますが、前原や塔野地の方々に限らず、多くの市民の皆さんが望んでいる事業です。原市長は県議会議員の時代から、積極的に取り組んでおられた事業ですので、新たな完了目標時期が明確に示されたことを受けまして、この道路にかかる期待や思いについて、市長に再質問としてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 小川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

県道善師野西北野線には、小川議員同様、強い思いを持って関わってきました。計画から50年以上経過していること、国道41号の横軸でつながる幹線道路が必要と考えていたからであります。

国道41号の6車線化工事が完了しました。それにより、犬山市を含む沿線地域では、工場や物流倉庫などの立地が進み、事業効果が現れています。まさにこの効果を広範囲に広げていくために、善師野西北野線の存在が重要になります。

それに、善師野西北野線は、北は塔野地インターチェンジで国道41号に接続します。南は長者町方面から県道多治見犬山線に接続する。また、明治村や入鹿池などを經由して中央自動車道小牧東インターチェンジに接続する幹線道路です。ということは、善師野西北野線が整備されれば、国道41号を中心とした広域的な交通体系が出来上がります。塔野地インターチェンジ周辺の産業集積誘導エリアの企業立地により、犬山の活力創出が期待できるのです。さらには、長者町交差点から県道多治見犬山線の高見交差点を經由して、富岡荒井線や、現在事業を進めている蟬屋長塚線につながれば、犬山市全域の安全で便利な道路交通ネットワークが強化されます。このことにより、企業立地だけでなく市民皆さんの移動や利便性が高まることで、「来るまちいぬやま」から「住むまちいぬやま」に転換できるきっかけになるとも思っています。

善師野西北野線は、これからの犬山づくりのキーとなる幹線道路です。そんな思いを持っている中で、初めて善師野西北野線の完了が令和9年度末の計画から令和12年度になるとの説明を受けたときには、示した約束は守るべきと相当の抵抗を重ねました。小川議員と想いは同じですが、変更の理由と、愛知県の犬山づくりへの考えを聞き、それを理解し、受け入れることとしました。

ただ、繰り返しますが、犬山市にとって重要な幹線道路です。令和12年度の整備完了に向け、愛知県とともに積極的に取り組んでまいります。そのために、確実な事業進捗と財政面での力強い支援が受けられるよう、10月31日に愛知県と中部地方整備局へ、11月14日に国土

交通省と財務省、地元選出の国会議員に対して要請してきました。これからも強く積極的に
行ってまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 市長、答弁ありがとうございました。先ほども市長の話がありました
ように、私も本当に市長と同じく、一日も早い開通を願っているところでございます。引き
続き各方面にいろいろ働きかけされるということでございますので、よろしくお願ひしたい
と思います。

なお、市の事務方の皆さんには、事業の目標年次が変わったことについて、地元の住民の
皆さんに丁寧に説明していただくとともに、目標に向かって事業が完了するようサポートを
お願ひし、次の件名に移ります。

件名3、介護支援ボランティアについてであります。

要旨1、当市の状況についてです。

先般、会派の先進地視察で東京都稲城市に行つてまいりました。視察テーマは、介護支援
ボランティアについてであります。

稲城市は、東京都の多摩地域南部、もう少し具体的に言いますと、新宿から南西に約25キ
ロメートルに位置し、人口は本年4月1日時点で約9万4,000人、面積は約18平方キロメ
ートルということですから、当市より2万人ほど人口が多く、面積は4分の1弱といったとこ
ろです。そして、人口約9万4,000人のうち、高齢者人口は約2万1,000人で、高齢化率
22.1%、また、要介護認定者数は約3,500人ということでございます。

稲城市の介護支援ボランティアについては、次の要旨で説明させていただくことといたし
まして、まずは犬山市の状況についてお尋ねをします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） 小川議員のご質問にお答えをいたします。

申し訳ありません。直近の数字でなくて恐縮なんです、令和7年10月末時点における当
市の人口は7万1,061人で、そのうち65歳以上の高齢者は2万1,059人となっておりますので、
高齢化率にいたしますと29.6%となっております。また、要支援の方を含む要介護の認定者
数は3,728人となっております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。今の数字から、当市よりも、高齢化率
等については、かなり高いだろうということでございます。

先ほど答弁の中で、稲城市のような感じの支援団体が幾つあるかという話は、ヒアリング
で少し聞いておりましたので申し上げますと、28あるというようなことでございます。こう
いったことを踏まえまして、要旨2点目に移ります。

要旨の②です。介護支援ボランティア制度の創設についてでございます。

まずは、稲城市の介護支援ボランティア制度の概要をご説明させていただきます。

この制度は平成17年度に創設され、ボランティア活動を行った場合に、介護保険を引き下

げるといふこととしていましたが、厚生労働省から異論があったため、見直すこととなったといふこととごさいます。

そこで、現稲城市の副市長が現役時代にポイント制を考案し、厚生労働省へ直接に直談判した結果、認められることとなり、また、この方式は、全国に推奨すべき手法として、厚生労働省から通知がされることとなったといふこととごさいます。

2年後の平成19年に、この制度が導入されたといふこととごさいますので、既に18年がたっております。具体的には、介護支援ボランティア活動を行った高齢者個人が、ボランティア受入れ機関等からスタンプ押印をもらって、そして、そのスタンプをポイントに返還した上で、ポイント交付金として年間最大5,000円が、稲城市から交付されるといふものでごさいます。実質的な介護保険料負担の軽減につながるといふお話もごさいました。

そして、平成6年度の実績は、介護支援ボランティア登録者数が739名、うちポイント獲得者数が171人といふことで、支給総額は49万9,000円、また社会福祉協議会への管理委託料も含めても100万円ちょっとといふようなこととごさいます。

その他、自主的な保険料負担軽減額や介護予防効果など細かいレクチャーを受けましたが、いずれにしましても視察を行ったメンバー全員が、なかなかよい制度かなといふふうを感じて帰ってまいりました。

こうした制度といふのは、令和5年度で全国で705の市町村が実施しているといふことで、今も徐々に増えているような状況にあるといふようなこととごさいました。当市でもこうした制度を創設してはどうかと思ひますが、いかがでしょうか。

ちなみに過去の議事録を検索してみましたところ、平成29年12月定例会において、上村良一議員が、インセンティブを与えた介護ボランティア制度について質問されており、当時の健康福祉部長の答弁では、現時点では無償でのボランティアといふ意識を尊重し、可能な範囲で活動を支援していますが、ポイント制は活動の裾野をより広げていくための手段の一つと認識していますといふことで、あまり踏み込んだ内容ではごさいませんでした。

あれから8年ほど経過いたしますが、今回は期待を込めて、期待を込めて当局の見解をお尋ねしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答ををいたします。

まず、現在、当市では議員が視察をされた東京都稲城市のような介護支援ボランティア制度や、類似した取組といふのは行っておりませんが、介護ボランティア制度とは、高齢者による高齢者のためのボランティア活動を通じて、高齢者の社会参加を支援しながら、介護予防につなげていく仕組みで、先ほどお話がありました稲城市をはじめ、愛知県内では小牧市であったり日進市などで実施されているものと承知をいたしております。

次に、犬山市でも始めてみてはどうかといふ点ではありますが、実施に当たりましては、まず担い手となる高齢者の方、あるいは受入先となる介護サービス事業者、こういった方々とのマッチングが必要となりますが、現時点ではそれぞれの状況といふものが把握できており

ません。また、シルバー人材センターが実施するごみ出しサポート事業であったり、介護保険施設での配膳業務など、他の事業との競合ということも考慮すべき課題だと考えます。

制度の検討に際しましては、質と量の面で安定した担い手が確保できるのかという点、あるいは受入れニーズがあるのか、さらに、例えば生活支援体制整備事業における地域のサロンの支援、こういった当市が抱える行政課題の解決につながるような仕組みとすることが好ましいというふうに思っておりますので、情報収集と分析に着手をいたしまして、犬山市ならではの介護支援ボランティア活動というものを考えてまいりたいというふうに思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。ただいま前田部長から犬山市が抱える課題解決に向け、情報収集と分析を行って、犬山市ならではの介護支援ボランティア活動を考えるといった心強い答弁がありました。

私も、すぐにこうした制度が実施できると思っておりますが、大いに期待したいと思っております。よろしく願いをしたいと思います。

以上3点、お聞きしまして、私は今回の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 8番 小川清美議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後1時40分まで休憩いたします。

午後1時31分 休憩

再 開

午後1時40分 開議

◎副議長（鈴木伸太郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

17番 柴田浩行議員。

◎17番（柴田浩行君） 17番、創犬会、柴田浩行です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして4件の一般質問をさせていただきます。

件名1、持続可能な観光まちづくりについて。

令和5年12月の一般質問にて、交通混雑の緩和と財源確保の視点から、観光駐車場料金の見直しを提案させていただきました。

また、繁忙期の混雑緩和による文化財価値の向上や劣化抑制の視点から、犬山城の登閣料の見直しを提案させていただきました。

原市長から見直しに取り組むとの答弁をいただき、駐車場料金については、令和6年11月より特定日料金が設定されました。また、犬山城の登閣料については、令和8年3月1日から改定されます。

そこで、要旨1です。観光駐車場について。

特定日料金を設定してから1年が経過いたしました。現状について2点の確認の質問をさせていただきます。

1点目、特定日を設定したことによる効果について、2点目、特定日を設定したことによる課題についてお示しください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

昨年6月議会にて、犬山市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正を行い、多くの利用が見込まれる繁忙期の土・日・祝日を中心に、使用料を変更する特定日を設定いたしました。

普通車は1時間当たり使用料を300円から500円に、大型バスは1時間当たり1,000円から1,500円に変更するもので、令和6年11月から運用を開始しております。令和6年度は11月から3月末までの21日間を特定日とし、令和7年度は46日間を設定して、10月末までに現在18日間が実施済みとなっております。

令和6年度に実施した21日間の結果として、歳入については、仮に1時間当たりの使用料が通常日のままだった場合と比較すると、約450万円の増となりました。令和7年度については、10月末までに実施済みの18日間に関して、1時間当たりの使用料が通常日のままだった場合と比較すると約800万円の歳入増となっており、特定日開始の令和6年11月から令和7年10月までの1年間における効果としては、約1,250万円の歳入増となりました。

一方、特定日設定に伴う駐車場の利用台数について、令和6年度及び令和7年度における特定日の合計39日間と前年の特定日相当である同期間を比較した場合、普通車は約1,900台の減少、大型バスについては約130台の増加となりました。

特定日における普通車の利用台数は減少している点から、特定日の設定が渋滞緩和の一助になっている可能性も推察されますが、天候や他の観光地との競合、民間駐車場の動向など、減少要因として複数に影響している可能性もあるため、今後も継続して検証を続けてまいります。

また、特定日を設定したことによる現状の課題についてですが、使用料変更に伴い、利用者から特段の苦情はなく、運用においても大きな問題はありません。

引き続き、お客様への丁寧な説明や周知に心がけ、より効果的な駐車場運営ができるよう取り組んでまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 柴田浩行議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。収入増、普通車の利用台数減少、運用においては問題なしということで、非常に大きな効果があることが確認できます。であれば取組をさらに推進すべきだと考えます。

再質問させていただきます。

土曜日、日曜日、祝日を全て特定日に設定するなど、特定日の増加、あるいは利用料金の値上げなどを検討すべきだと提案いたしますが、お考えをお示しください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

令和6年11月から運用を開始した特定日は、令和6年度は21日間、令和7年度は46日間と、対象となる日を増加し、その影響や効果等を引き続き見極めているところでございます。

先に述べたとおり、歳入の増加や運用においても大きな混乱がないことから、来年度以降につきましても、さらに特定日を増加する方向で考えております。具体的には、令和8年度の特定日については、現時点での想定ですが、4月、5月、9月、10月、11月、1月、3月の土・日・祝日の全てと、お盆、正月期間などを対象とする予定で、令和7年度の46日間に対し、計91日間を設定する見込みです。

一方、使用料については、令和6年度の条例改正時に、周辺の民間駐車場や他の観光地での駐車場料金等の事例を参考に設定しており、現時点では変更する予定はありません。まずは、特定日の設定日数を増やしていくことを優先して進めてまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 柴田浩行議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。市長は施政方針において、継続した観光施策実現のためには財源確保は非常に重要だと示されております。また、令和8年度当初予算編成方針において、新たな財源確保に取り組むなど、歳入対策も強化した予算を目指すとして示されております。これらを考えますと、機会を損失することがないように、今回は91日ということでありましたが、次のステップとして、土・日・祝日を全て特定日にする。さらには利用料金を見直すなど、今後の観光駐車場施策に関する行程をこれから明確にしていきたいと思っております。

続きまして、件名2です。児童クラブ・児童センターについて。

要旨1、児童クラブの環境整備について。

放課後児童クラブは、子どもたちの健全な育成を図る大切な居場所です。児童クラブの今後について議論をさせていただきたいと思っております。

まずは現状について確認させていただきます。現在の利用状況と環境整備における課題についてお示しくください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

放課後児童クラブは、各小学校区に設置をしており、現在15クラブを運営しております。利用状況としましては、保護者の就労率が高くなったことが主な原因と考えますが、全放課後児童クラブの総定員数730人に対して、12月1日現在時点で、688人の児童が登録されており、登録児童数は年々増加傾向にあります。

続いて、環境整備における課題ですが、利用児童の増加に伴い、放課後児童支援員及び補助員を増員したいと考えてはいるものの、募集をかけてもなかなか集まらないのが現状であり、さらには高齢化も進んできていることから、職員の確保が大きな課題と考えています。

また、児童クラブが子どもたちの安心・安全を守る場所、安心して活動できる場所である

ことが大切なことと考えております。

これまでに教育委員会の協力を得て、学校終業後、速やかに児童クラブへ行けるよう、児童クラブの小学校内への移転を進めてきました。現在では、小学校外で児童クラブを行っているのは、城東、犬山西、犬山南、犬山南第2、今井の5クラブとなっています。

今後も小学校内に児童クラブを移転することにより、子どもたちが安全に児童クラブまで移動することができますので、同様の取組を継続していきたいと考えております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 柴田浩行議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

環境整備の進捗状況と今後の取組についてお示してください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質問にお答えします。

先ほどお答えしましたとおり、小学校外で児童クラブを実施しているのは5つとなっております。

まず、犬山西児童クラブは、教育委員会の協力の下、犬山西小学校内への移転のための改修工事を進めており、令和8年1月に工事が完了する予定であることから、今年度内には小学校内に移転をする予定です。

犬山南児童クラブにつきましては、犬山南小学校に隣接していることから、現状のまま犬山南児童センター内で実施をしていく予定です。

また、犬山南第2児童クラブにつきましては、犬山南小学校の校舎工事が完了する後、令和8年4月より小学校内で実施をする予定としております。

また、城東児童クラブについては、城東児童センター内で実施をしていますが、城東児童センターは老朽化が進んでいることに加えて、城東小学校から城東児童センターまではかなりの距離があります。城東小学校については、現在、教育委員会において様々な検討が行われていますが、その動向に合わせ、城東児童クラブの城東小学校内への移転についても検討していきたいと考えております。

今井児童クラブにつきましては、今井小学校の教室が埋まっていることから、移転は難しい状況ですが、学校の先生に児童クラブへの児童の移動にご協力いただいております、引き続き児童の安全確保に努めていきたいと考えております。

また、職員の確保につきましては、何かをもって一気に解決というわけにはいきませんが、ハローワークでの求人や市広報での募集など、今後も努力していきたいと考えております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 柴田浩行議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。着実に環境整備を進めていただくことを期待しております。課題は城東と今井の児童クラブだということを理解いたしました。

要旨2です。児童センターの環境整備について。

児童センターは、18歳までの児童や児童に関わる皆さんが利用し、子どもたちの健全な育成を図る大切な居場所です。児童センターの今後についても議論をさせてください。

まず、現状について確認させていただきます。現状の利用状況と環境整備における課題についてお示しく下さい。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

令和6年度の実績になりますが、城東、羽黒、東、犬山西、楽田、犬山南の6児童センターの利用状況をお伝えします。

1日の平均利用者数、幼児から大人までを含みますが、多い順で東児童センターが1日平均49人、楽田児童センターが40人、羽黒児童センターが25人、犬山西児童センターが18人、犬山南児童センターが13人、城東児童センターが8人となっています。

利用者の特徴ですが、利用者の最も多い東児童センターは、子育て支援センターも併設し、改装も行い、駐車場も整っていることから、乳幼児親子の利用が多くなっております。

楽田児童センターも比較的建物が新しく、駐車場も整っていることから、乳幼児親子の利用者が多くなってはいますが、他の児童センターと比べて、小中学生の利用者も多く、様々な学年の子どもたちに利用をさせていただいてもらっています。

一方、犬山西児童センターが駐車場も整っており、利用しやすい状況であるにもかかわらず、利用者が少ないのは、現在、児童クラブをセンター内で実施していることから、自由に遊びにくくなっていることが原因ではないかと考えています。今年度、児童クラブを犬山西小学校内に移転しますので、今後は小中学生の利用者が増えていくことを期待しています。

次に、環境整備における課題ですが、城東児童センター、羽黒児童センターは、建築から40年以上が経過しており、空調の不調や雨漏りなどが発生し、毎年修繕が必要となっている状況です。加えて児童センターは借地となっていることから、施設の在り方についての検討が必要と考えております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 柴田浩行議員。

◎17番（柴田浩行君） 再質問させていただきます。

第1期犬山市こども計画において、今後の方向性として、児童センターの配置を小学校区単位から地域単位とするため、統合や再配置を検討すると示されております。

そこで再質問ですが、統合や再配置を実施することによる効果についてお示しく下さい。

また、検討状況や今後の具体的な取組についてお示しく下さい。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質問にお答えします。

児童センターの統合、再配置については、様々な効果が考えられます。

まずは、複数の施設をまとめることで、維持管理に係る経費の削減が期待できます。特に城東児童センターと羽黒児童センターは、建築から40年以上経過し、老朽化が進んでいます。今定例議会でも補正予算をお願いしていますが、雨漏り等も多くなってきており、今後、維

持管理費用が増加することが避けられない状況になっております。合わせて統合することにより、必要な人員数も減少しますので、ゆとりを持った人員配置を行うことができる可能性もあります。

また、再整備を伴う統合、再配置であれば、現在のニーズを踏まえた、例えば駐車場や親子で使いやすいトイレ、年齢に応じた個別の部屋などを持つ児童センターを整備することができ、親も使いやすく、子どもたちに楽しんでもらえる効果も期待できます。

次に、現在の検討状況についてです。先ほどお答えしましたとおり、建物としての課題が大きいのは城東児童センターと羽黒児童センターです。中でも城東児童センターは土地が借地であること、浄化槽が単独浄化槽であるという課題があります。先ほど城東児童クラブの検討についてお答えしましたが、城東児童センターについても、合わせて検討を進めていきたいと考えています。

児童センターについては、昨年度に策定した第1期犬山市こども計画において、小学校区単位から地域単位とするため、統合や再配置を検討するとされていることから、羽黒児童センターについても統合や再配置を含めた検討が必要と考えております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 柴田浩行議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。城東児童センター、羽黒児童センターの老朽化、さらには、城東児童センターの借地が課題だと確認いたしました。スピード感を持って検討を進め、実行に移すことを期待しております。

要旨3です。児童クラブ・児童センターの運営について。

まず、現状について確認させていただきます。現状の運営体制と課題についてお示ください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

児童センターでは、基本的に3人体制の勤務としており、正規職員を1人、児童厚生員としてフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員を1人ずつ配置しています。

先ほどもお答えしたとおりですが、老朽化が進んでいる児童センターもありますので、不具合が生じたときに、取り急ぎ対応しなければいけないなどの課題はありますが、運営そのものに大きな課題はないと考えています。

児童クラブについては、各児童センターの正規職員が児童クラブの責任者を兼務しているほか、パートタイム会計年度任用職員となりますが、放課後児童支援員の有資格者と補助員を配置しています。

先ほどもお答えしましたが、放課後児童支援員や補助員については、人員の確保が困難な状況もあり、高齢化が進んでいることが課題と考えています。また、毎月、各児童クラブの会計年度任用職員のシフトを組む作業や、月末の勤怠管理のシステムの入力などもかなりの時間を要することから、これらの作業負担についても課題であると考えております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 柴田浩行議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。課題が明確になりました。

そこで、再質問させていただきます。

第1期犬山市こども計画において、具体的な取組として、民間施設へ児童クラブ、児童センター運営の委託を検討していきますと示されております。また、今後の方向性として、計画期間中の委託実施に向け、その必要性を慎重に確認するとともに、開始時期や業務内容、委託する範囲などの検証を進めると示されております。

そこで、3点、再質問させてください。

1点目として、民間施設へ運営を委託することによる効果について、そして2点目として、検討状況について、3点目、委託実施に向けた時間軸について、以上、お示してください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質問にお答えします。

放課後児童クラブは、全国で約2万5,000か所が実施されており、公設公営は24.1%、公設民営は51%、民設民営は24.9%となっており、民間事業者による運営が行われている放課後児童クラブは4分の3程度と、全国的に民間事業者へ委託していく方向に進んでいるのが現状です。

民間事業者に運営を委託することで期待できる効果としては、第1に職員の事務負担の軽減が考えられます。放課後児童クラブは運営において、多くの支援員や補助員が必要であり、それら職員の勤怠管理などが民間委託することにより不要となります。また、職員採用等が困難な状況でも委託することで、人員の確保が保証されると考えております。

そのほかにも、民間の運営実績やノウハウを生かした運営についても期待できると考えています。

次に、現在の検討状況ですが、令和5年度から民間委託に関する情報を収集し、委託を実施できるのか、委託を実施した場合の問題はどのようなことがあるのかなどを検討を進めてきました。

また、放課後児童クラブだけでなく、児童センターの管理運営も一括して委託することができないかということも、合わせて検討を行っております。

11月には、今年度より放課後児童クラブの民間委託を開始した新城市を視察し、民間委託に至った経緯や、検討した課題、実施後の状況等、聞き取りを行ってきたところです。

最後に、委託実施に向けた時間軸についてですが、現時点ではまだ課題等の整理を行っている段階です。課題の整理が順調に進み、検討を行った結果、民間委託を行うと決定した場合については、令和9年度に民間委託の実施というスケジュールになっていくと考えております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 柴田浩行議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。11月11日に、私ども創犬会にて調布市に行政視察に行っていました。テーマは、中高生居場所づくりです。高校生をターゲットに

した公設民営、NPOに委託している児童館を視察してまいりました。行政にはない視点で運営をし、多くの高校生の居場所となっておりました。このように民間のノウハウを活用して、環境整備の充実を図っていただくことを期待しております。

それでは、件名3です。文化芸術の振興について。

要旨1、市民文化会館・南部公民館について。

まずは確認の質問を3点させていただきます。

1点目、両施設の利用実績について、2点目、利用者を増やすための現状の取組と成果について、3点目、両施設の大規模改修の目的と効果について、以上、お示してください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

両施設の利用実績につきましては、市民文化会館大ホールの稼働率は、令和4年度・51.5%、令和5年度・52.6%、令和6年度・49.5%となっており、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準から大幅な増加を見せており、利用人数は年間で約3万6,000人となっております。

南部公民館講堂の稼働率は、令和4年度・51.5%、令和5年度・45.9%、令和6年度・49.7%となっており、利用人数は年間約1万6,000人前後で推移しております。

市民文化会館の利用促進に向けた取組は、現状の利用の中心であるオーケストラや合唱、バレエの練習利用者への働きかけを継続する一方で、市民ニーズに対応し、令和4年度から利用が少ない平日昼間に舞台だけを貸し出す舞台貸しを開始し、令和6年度は毎月利用があり、合計32回の利用がありました。

さらに、令和6年度には、防音設備付きの練習室2の個別貸出しを開始し、市民が気軽に利用できる環境を整備する取組を進めております。

あわせて、市民が気軽に文化・芸術に触れられる機会を拡大するため、昨年度から自主事業を再開し、令和6年度は「音楽の絵本ブリージー」、「由紀さおり・安田祥子コンサート」を実施し、合わせて1,322名の入場者がありました。

また、イベントを開催する事業者に対して貸館事業として誘致を行っており、今年度においても、歌謡コンサートや犬山出身の映画監督である井上淳一氏の凱旋上映会などを実施したところです。

次に、両施設の大規模改修の目的については、開館後43年が経過した市民文化会館及び開館後41年が経過した南部公民館では、老朽化が進行している状況を踏まえ、今後の10年を安全かつ安心して利用できる施設とするため、安全対策工事を中心に改修を実施いたします。

同時に、市民から要望の多かったトイレの洋式化、展示室のクロス張り替えなど、施設面での改善を行い、利用者満足度の向上を図るとともに、市民文化会館が地域の文化拠点としてさらに活用されるよう取り組んでまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 柴田浩行議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。現状について確認させていただきました。

2点、再質問させていただきます。

1点目です。両施設の大規模改修の目的と効果を実現するために、大規模改修後の施設運営に関するコンセプトについて。2点目、両施設の大規模改修後の利用目標について、以上、お示してください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

施設改修後の運営につきましては、会館を文化振興の中心的な場として活用するため、「みんなにやさしい劇場」というコンセプトに基づき、近い距離で質の高い芸術文化やプロの公演を楽しめる環境を整えるとともに、人々が集い、交流する場を創出し、地域の活性化を目指してまいります。

また、ターゲット層としては、名古屋まで外出することが難しい子育て世帯や、高齢者層を主に想定しております。

次に、改修後の利用目標は、公益社団法人全国公立文化施設協会による、令和6年度劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査報告書によると、人口10万人未満の市にある同種の劇場ホールの平均稼働率は43.7%となっています。

この数値を踏まえ、まずは50%から55%の稼働率を目標とし、今後はさらに自主事業や貸館事業の展開に力を入れることで、市民が鑑賞できる機会を拡充する方向で進め、会館に来館する利用者人数を増加させ、両施設合わせた年間の利用人数について、6万人を目標として事業に取り組んでまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 柴田浩行議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。稼働率50%から55%、両施設合わせた利用人数が6万人が目標と示されました。現状の利用人数と比較すると100、115%ということで、決して高い目標ではないと考えます。着実に成果が出ることを期待しております。

再々質問させていただきます。

大規模改修後、市民文化会館と南部公民館の方向性を判断する基準と時間軸について、改めて明確にお示してください。また、どのように検証や検討を進めていくのかもお示してください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再々質問にお答えします。

施設の大規模改修後における方向性の判断基準と時間軸については、利活用を進めていく中で、その将来の方向性について適切に判断することが必要であると認識しております。

今後10年間の運営を見据える中で、その先の方針を検討するためには、準備期間として最短でも2年程度を要すると考えており、改修後から8年以内には方向性の判断を行うべきであるとの認識でおります。

この8年の途中においても、改修から4年後を目途に、利活用の状況などを報告したいと考えております。

次に、方向性の判断基準につきましては、一般的に公立文化施設の定量的な数値目標として、施設の稼働率、年間利用者数、利用者満足度、自主事業の件数、収支バランスなどが挙げられます。

この中で、まず施設の稼働率を維持し、多くの市民の皆様にご利用していただくことを重要視しながら、利用者の皆様や観客の方々の満足度についても適切に測定していくことが必要と考えております。

その具体的な手段として、自主事業開催時には、参加者からのアンケートを実施するなど、利用者の声を収集する取組を継続的に実施してまいります。加えて、収支バランスについても、単体の事業収支のみで判断することはなく、施設全体で適切なコスト管理を意識し、運営に努めます。

さらに、これらの検証、検討を進める過程では、議会や市民の皆様との議論を深めていくこと、そして、ご意見やご指摘を反映しながら、多角的な視点で慎重に判断してまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 柴田浩行議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。今回の大規模改修においてもかなりの投資をするわけです。我々議員としても、この議案を通した以上はしっかりと応援させていただきたいと思っています。

続きまして、要旨2です。文化芸術の振興への取組について、原市長へ質問させていただきます。

文化芸術振興に対する市長のお考えをお示してください。

また、改修後の市民文化会館と南部公民館を拠点とした文化振興への具体的な取組についてお示してください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 柴田議員の質問にお答えをさせていただきます。

いつも申し上げます。これから住みたくなるまち、成長するまちは、文化が感じられるまちであり、文化力のあるまちが成長していくと本気で思っています。そのために、市民文化会館と南部公民館は、文化芸術が身近に感じられる犬山の実現において、重要な役割を果たす施設にしていきたい。その思いから、市民文化会館と南部公民館を10年間延命し、その期間を活用して、市民文化会館の再生に向けた挑戦をさせていただきたいとの考えで、今議会に大規模改修工事議案を上程させていただいているところであります。

ただ、間違っちゃいけないこともあると思っています。市民文化会館と南部公民館を単なる公演のための施設、箱と考えることです。文化のすばらしさを受け取って、味わい、楽しんで、そこから新たな文化が創造できて、コミュニティがつながり、地域経済の起点となって、教育や防災、福祉までを担う多機能な市民文化会館と南部公民館でありたい。簡単じゃないですが、そんな場になってこそ、文化が身近に感じられる犬山に近づくと考えていま

す。

その思いで、今年度の市民文化会館の自主事業を本格的に再開、始動しました。犬山らしい自主事業を重ねています。様々な事業者と連携して大ホールが満席になる事業があるなど、市民皆さんから好評をいただいています。

また、今月にはファミリーミュージカル、年が明けた2月には落語の催事を予定しています。さらに、市民文化会館だけでなく、先ほど申し上げたような事業に加え、柴田議員の質問にありましたように、次なる施設利用として、犬山市内のほかの地域資源を活用することで、犬山らしい文化振興を推進する取組を考えているところであります。

具体的には、施設改修が完了する来年秋から冬にかけて、大規模なイベント実施に向けて準備を進めています。詳細をお知らせできるのはもう少し先になりますが、このイベントは、犬山市の地域特性や歴史文化を最大限に活かしながら、地域の活性化と市民の心を豊かにする文化催事を目指して計画しています。

この取組で、市民皆さんや観光客皆さんにも、犬山の文化力を実感していただきたいと考えています。そのほかにも様々な仕掛けていくところであります。

そこで、市民文化会館再生のための本気の挑戦をさせていただいた後の検証については、先ほど答弁をさせていただきました。今後8年を目途に方向性を判断していきます。その際には、市民文化会館と南部公民館単独の視点で判断するのではなく、市全体の公共施設の配置計画などの動向を視野に入れた総合的な検討が必要であります。市全体の未来図を描きながら、その中でこれからの施設の役割を見極め、慎重かつ丁寧に最終判断をしていきます。

繰り返しになりますが、犬山市が持続的に発展し、魅力あるまちとして愛され続けるためには、文化力を基盤とした計画的かつ戦略的な取組が不可欠であります。今後も市議会や市民皆さんからのご意見を真摯に受け止めながら、市議会と市民皆さん、文化事業者、そして行政が一体となり、犬山市の文化力向上に向けて力を尽くしてまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 柴田浩行議員。

◎17番（柴田浩行君） 市長、ご答弁いただきましてありがとうございます。まだ言えないということですが、来年の秋から冬への大規模イベントを期待しております。

文化芸術を創造する拠点として、市民文化会館と南部公民館のこれからの役割を期待しております。

件名4です。給食無償化について。

まずは給食無償化の現状について、確認させていただきます。本市の給食費の無償化の現状についてお示してください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

当市の給食費無料化は、子育て世帯の経済的負担軽減を目的とし、令和4年度より拡充し進めているところです。

令和7年度現在、小学1年生、2年生、6年生、中学3年生及び第3子以降の児童生徒を

無料化の対象としています。

また、令和7年4月より小学校の給食費を1食当たり320円から340円に、中学校の給食費を1食当たり380円から400円に、それぞれ20円ずつの増額改定をしましたが、その増額分である20円については、現在、市が一律で負担しています。

こうした学年ごとの給食費無料化及び一律20円負担にかかる令和7年度の市費負担額は、小学校で1億2,260万円、中学校で6,060万円、合計1億8,320万円となっています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 柴田浩行議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。現状、無料化及び一律20円負担で、令和7年度、小学校で1億2,260万円、中学校で6,060万円、合計1億8,320万円、決してこれは安い費用じゃないと思っています。子どもたちへの投資だということで、議会もしっかり応援させていただいて、今、こういった取組が実施されていると思っております。

そこで、再質問させていただきます。

国のほうから、小学校における給食無償化の方針が出されました。この給食無償化の方針を受けて、どのようなシミュレーションをされているのか。

また、小学校における給食無償化が実施された場合、犬山市の給食における課題はあるのか、お示してください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

国の具体的な制度設計は、現時点では示されていない段階ではありますが、報道によると、令和8年度から小学校の給食費について補助基準額を月額4,700円とする案で検討されているとのことです。この補助基準額の満額が補助されると仮定し、小学校全学年を無料化したシミュレーションについてお話をします。

現在の340円という給食費を基に、令和8年度の小学校給食費を算定すると約1億9,870万円となりますが、国からの補助額は約1億6,330万円となるため、小学校全学年を無料化するためには、その差額である3,540万円について、市が負担することになります。これは国による無償化といっても、犬山市の給食費で実施するためには、市の持ち出しが必要になることを表しています。

一方で、さきに答弁しました令和7年度の小学校の無料化等に要した市費負担額は、1億2,260万円であるため、8,720万円少ない市費負担で小学校全ての学年について無料化できることとなります。

課題としては、国の制度設計が現時点で未確定であるため、市側の具体的な作業が見通せないことであり、当初予算反映のタイミングや学校現場での事務負担が増加しないかといった点を懸念しているところです。

当市としては、引き続き保護者の負担軽減を図っていくとともに、栄養価を満たした上で、食育を意識した質の高い給食の提供に努めてまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 柴田浩行議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。今答弁ありましたけれども、一番大きな課題、本当に国の制度設計が全く見えない、これは大きな課題だと思っています。

原市長へ再々質問させてください。

令和8年度から小学校における給食無償化が実施される方針が示されております。学校給食の無償化に対して、全国市長会が、全て国費で賄う仕組みを求める緊急意見を取りまとめ、政府・与党に提出されました。まだ、先ほども言いましたが、制度が明確になっておりませんが、国の給食無償化に対して、犬山市はどのように取り組んでいくのか、市長のお考えをお示しいただきたいと思っております。

また、市長は国に先駆けて、小中学校の給食費の無償化の拡充に取り組んでこられました。改めて給食無償化に対する市長のお考えをお示しください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 柴田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

犬山市の学校給食の無償化については、子育てで未来への投資をしていきたいとの考えで進めてきました。ただ、学校給食の無償化は国がやるべき事業であり、国がやらないから犬山市がやるとのメッセージを重ねてきたところでもあります。その中で、国が給食無償化の実現に向けた協議が始められていることは大いに期待をしています。

ただ、現状国の議論は、対象を公立小学校に絞って、全国の給食費の平均額を支給とする案などの論点も含めた検討がされ、これから国と地方の負担割合も争点となるとされています。

犬山市においては、負担が少なくなると想定していますが、国が進める無償化は、地方負担が生じる財政支援であり、認められる無償化ではありません。学校給食の無償化は、義務教育に係る負担軽減の観点で実施されるべきものです。国の責任で必要な予算を全額国費で確保される仕組みでなければなりません。その考えは、全国市長会から緊急意見として国に提出しているところでもあります。

それに、国は給食を単なる無償化として考えてもらってはなりません。犬山市も熱い思いを寄せて、犬山独自の給食事業を実施しています。子どもたちのための給食だからです。子どもたちはおいしそうに給食を食べてくれます。給食に大切なものは質であり、中身であり、それぞれ地域の個性です。だから、給食で子どもたちは笑顔になるし、子どもたちは給食から得る学びがあるんだと思っています。

先に部長が答弁しましたが、まずは国が無償化を決めたのだから、国の責任において、全国の学校給食を尊重した無償化を強く求めていきます。その中で、国の動向に注視しながら、これからの学校給食の無償化について慎重に考え、判断してまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 17番 柴田浩行議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、来週8日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎副議長（鈴木伸太郎君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時 28 分 散会